

要配慮者利用施設の避難確保計画の策定促進について

【避難確保計画】

平成27年の関東・東北豪雨や平成28年の台風10号接近時においては、逃げ遅れ等により、高齢者の利用する施設で多数の人的被害が発生した。

これを受けて、国は、平成29年6月に水防法および土砂災害防止法を改正し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設*の所有者または管理者に対して、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた避難確保計画の策定を義務付けた。

* 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設など、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

【県モデル事業の実施】

瑞浪市では、水防法、土砂災害防止法の改正以降、該当施設に避難確保計画の策定の義務化等について通知するなどを行っていたが、策定率は向上しなかった。こうしたなか、県が平成30年7月豪雨災害を踏まえ、策定支援を目的にモデル自治体を募集することとなったため、本市が手を挙げ、共同で計画策定の促進を図る運びとなった。

◆講習会等

- ①平成31年2月 4日 講習会・実習及び個別相談会
 ②平成31年2月 6日 講習会・実習及び個別相談会
 ③平成31年2月12日 個別相談会 の計3日実施



岐阜大学防災・減災センター 村岡特任准教授による講習



市職員及び県職員の指導による演習

【実施結果】

| | 対象施設数 | モデル事業実施前 策定施設数 (策定率) | モデル事業実施後 策定施設数 (策定率) |
|----------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 土砂災害警戒区域 | 36 | 1 (2.8%) | 25 (69.4%) |
| 浸水想定区域 | 37 | 7 (18.9%) | 25 (67.6%) |